答 弁 第 六 〇 号平成三十年十一月二十七日受領

内閣衆質一九七第六○号

平成三十年十一月二十七日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議長大島理森殿

衆議院議員奥野総一郎君提出「RE一〇〇」に対する政府の取り組み方針に関する質問に対し、 別紙答弁

書を送付する。

衆議院議員奥野総一郎君提出「RE一〇〇」に対する政府の取り組み方針に関する質問に対する答弁

書

一から四までについて

4 わゆる「RE一〇〇」は、事業で必要となる電力の全てを再生可能エネルギーで賄うことを目指す企

業の取組であるところ、環境省として、 地球温暖化対策の推進を図る立場から、平成三十年六月十五日に

「RE一○○」に賛同する観点から参画を表明し、 「RE一○○」の運営団体から受け入れられたもので

ある。

御指摘 \bigcirc 「目標年次」及び 「中間目標」については、 「RE一〇〇」に参加しようとする企業が参加の

際に設定するものであり、 「RE一○○」に賛同する観点から参画した環境省としては自己の目標年次及

び中間目標は設定していないところであるが、参加企業に対して求められている遅くとも二千五十年まで

に事業で必要となる電力の全てを再生可能エネルギーで賄うとの目標を同省としても達成することができ

るよう、 「RE一○○」において推奨されている中間目標を参考にしつつ、取り組むこととしている。

また、 御指摘の「RE一〇〇の運営団体側からRE一〇〇アンバサダー(大使)に任命された」ことに

_-

ついては、 環境省の「RE一〇〇」への参画表明に対する「RE一〇〇」の運営団体による受入れの際、

同 団 体から環境省の長である環境大臣に対して行われたものであると認識している。

五及び六について

外務省としては、 環境省と同様に、平成三十年六月十八日に「RE一〇〇」への参画を表明し「RE一

○○」の運営団体から受け入れられたところである。

御指摘 0 「目標年次」及び「中間目標」についても、 環境省と同様、 「RE一〇〇」に賛同する観点か

ら参画したものであり、 外務省としては自己の目標年次及び中間目標は設定していないところであるが、

ルギーで賄うとの目標を同省としても達成することができるよう、「RE一〇〇」において推奨されてい 参加企業に対して求められている遅くとも二千五十年までに事業で必要となる電力の全てを再生可 能 エネ

る中間目標を参考にしつつ、取り組むこととしている。

七及び九から十一までについて

現時点では、各省庁が「RE一○○」への参画を表明することを推進していくという政府としての方針

はないが、 政府調達を含め国全体としての電力における再生可能エネルギーの割合を高めていくことは、

エネルギー転換・脱炭素化に向けた再生可能エネルギーの主力電源化の観点から重要と考えている。

お尋ね 0 「再生可能エネルギーによって発電した電気の割合に関して導入目標を設定する考え」、 国

等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」の「見直し」及び 「地球温

暖化対策の推進に関する法律に基づく政府実行計画」に 「再生可能エネルギーの推進という観点も加えて

いくという考え」については、現在、 環境省において開催している「環境配慮契約法基本方針検討会」

の

検討結果等も踏まえ、今後、適切に判断してまいりたい。

八について

お尋ねについては、 網羅的に把握していないため、 お答えすることは困難である。